

【参考】太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(2)電気事業・設備関連

2025.11.7

関係法令 【主なリンク先】 総務省ホームページ等	主な行為・状態	手続き/区分/実施内容の条件・範囲	太陽光発電システム出力容量[以上～未満] / (電圧区分)										問合せ先 (提出先)	《参考資料》 【リンク先】	
			～ 10kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	50kW～ 100kW未満 (高圧)	100kW～ 500kW未満 (高圧)	500kW～ 1MW未満 (高圧)	1MW～ 2MW未満 (高圧)	2MW～ (特別高圧)					
高圧設備と電氣的に接続している発電設備の場合															
2-1) 電気事業・系統連系															
電気事業法 (電気事業法施行規則)	発電設備等(電気工作物)の設置・運転	電気工作物の区分・範囲 (太陽光発電)	①一般用電気工作物(低圧、10kW未満) ②事業用電気工作物		①一般用 電気工作 物	②事業用電気工作物 1) 自家用電気工作物 (小規模 事業用電 気工作					――		電気工作物の保安 (経産省HP)		
		②1) 自家用電気工作物													
		省令で定める技術基準適合・維持義務		適合が必要		要									
		電気主任技術者選任				要[工事着手前]					※一定の条件を満たす場合には、選任形態を専任ではなく 統括や兼任、外部委託が可能				
		保安規定届出 (保安管理体制、保安業務の基本的内容等)				要[工事着手前]							経済産業省 関東東北産業保安監督 部 東北支部	太陽電池発電設備を 設置する場合の手続き (経産省HP) 電気設備の申請・届出等 の手引き(経産省HP)	
		基礎情報届出				要									
		工事計画届出									要 [工事着工30日前]				
		使用前自己確認届出				要[運転開始前]									
使用前安全管理審査 (登録安全管理審査機関が使用前自主検査が適切に実施されたどうかを評価)									要						
電気関係報告規則	発電設備等(電気工作物)の設置・運転	自家用発電所運転半期報提出 (年2回:①4～9月分→10月末、②10～3月→4月末)						要					経済産業省 資源エネ庁 電力産業・市場室 自家発 半期報担当	電気関係報告規則について (JEEA)	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の 調達に関する特別措置 法(再エネ特措法)	固定価格買取制度(FIT 制度)・FIP制度による 売電	説明会及び事前 周知(屋根設置は 努力義務)	周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリア外		要件な し	要(事前周知) ※屋根設置を除く					要(説明会開催) ※屋根設置を除く		認定手続関係 (資源エネ庁) FIT・FIP制度ガイドブック (資源エネ庁)		
		周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリア内													
		事業計画認定申 請	*新規/軽微な変更/変更/廃止(設備性能、 メンテ体制、製品製造者・型番等の記載 等)		要										
		定期報告	①設置費用(運転開始から1ヵ月後提出) ②運転維持費用等(毎年1回提出)		要 ※10kW未満の設備は②は経済産業大臣が求めた場合は必要										
電力品質確保に係る系 統連系技術要件ガイド ライン(資源エネ庁)	発電設備等の 系統連系	連系区分毎の 技術要件を満足	①低圧連系(原則、50kW未満) ②高圧連系(原則、2MW未満) ③特別高圧連系(原則、10MW未満)		①低圧連系	②高圧連系				③特別高圧連系		経済産業省 資源エネルギー庁	――		

【参考】太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～(2) 電気事業・設備関連

2025.11.7

関係法令 【主なリンク先】 総務省ホームページ等	主な行為・状態	手続き/区分/実施内容の条件・範囲	太陽光発電システム出力容量[以上～未満] / (電圧区分)								問合せ先 (提出先)	《参考資料》 【リンク先】
			～ 10kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	10kW～ 50kW未満 (低圧)	50kW～ 100kW未満 (高圧)	100kW～ 500kW未満 (高圧)	500kW～ 1MW未満 (高圧)	1MW～ 2MW未満 (高圧)	2MW～ (特別高圧)		

↑ 高圧設備と電氣的に接続している発電設備の場合

電力系統への連系 (東北電力ネットワーク)	発電設備等を東北電力系統に連系し、受給電力を売電	①事前相談依頼(任意だが、規模大ならば「事前相談」必要) ⇒事前相談結果の受領			事前相談[処理期間:1ヶ月程度]	東北電力ネットワーク(株)	再生可能エネルギーの固定価格買取制度(東北電力NW) 再生可能エネルギー発電設備のお手続きのご案内 (高圧・特別高圧系統連系編) (東北電力NW) 再生関連設備等の系統連系に関する留意事項等について (東北電力NW)
		②接続検討(系統アクセス検討)申込[技術検討料:20万円(税別)] ⇒接続検討結果の受領			検討申込[処理期間:3ヶ月程度]		
		③連系申込⇒連系承諾書の締結⇒契約締結 ⇒給電申合書の締結⇒系統連系工事⇒連系開始	連系申込				

2-2) 設備

消防法 市町村による火災 予防条例（福島市）	発電施設等の設置・変更	※一定規模以上の発電施設の場合、発電設備/消防用設備/防火管理等の「届出」が必要な場合あり		事前問合せ		所轄の消防本部 （又は消防署）（福島県）	福島市消防本部/届出様式/ 消防関係/火災予防条例関係 （福島市HP）
	蓄電池の設置・変更	蓄電池容量10kWh以下は対象外（届出不要）、10kWh超～20kWh以下以上は消防法令への適合又は標準規格への適合（届出不要）、20kWh以上は消防法への適合（届出必要）	届出〔設備設置前〕				

建築基準法	付属施設(監視棟)等の建築物がある場合	※パソコン機能を果たすため必要最小限空間のみであって、稼働時無人で修理等の場合を除いて内部に立入らないもの(専用コンテナ)については建築物に該当せず、申請対象外	建築確認申請	(県)建設事務所 建築住宅課 (市町村) 担当課	パソコンを収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて(国交省HP)
	パネル・架台の下の空間を屋内的用途に供する場合(屋根材・外壁材等として使用する場合)	※外形的に判断出来る場合は申請不要となり得る(例えば、内寸法高さ1.4m以下、囲いの設置等)			建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について(国交省HP)
	※土地に自立して設置する太陽光発電設備については適用除外(国交省)	高さ4m超の場合(規定が準用される工作物に該当)	「建築確認申請」が必要な場合があり得る ※電気事業において安全性が担保されている場合は対象外となり申請不要となり得る		事前問合せ

注意事項

- ◆本内容はあくまで参考情報であり、当センターがこれらを保証するものではありません。
- ◆太陽光発電の導入・設置に係る関係法規・手続き等のすべてを網羅している訳ではありません。
(導入・設置後には、法人税・所得税、固定資産税などの税金関連の手続き等があります。)